

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社熊谷組			コード	1861
提出日	2025/5/27	異動（予定）日	2025/6/27		
独立役員届出書の提出理由	2025年6月27日開催予定の定時株主総会に社外役員の選任議案が上程されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	岡田 茂	社外取締役	○													○		有
2	桜木 君枝	社外取締役	○													○		有
3	奈良 正哉	社外取締役	○													○		有
4	山田 章雄	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
5	上田 美帆	社外取締役	○													○	訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		昭和産業株式会社入社後、複数の部門を管掌する業務執行取締役などの要職を経て同社の代表取締役社長や代表取締役会長を務めるなど、豊富な経営実績を有しており、これまでの実績により培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役として当社の経営に対する適切な指導・助言が期待できるため。また、東京証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たすとともに、当社の独立性判断基準を満たしているため。
2		株式会社福武書店（現、株式会社ベネッセホールディングス）入社後、企業倫理・コンプライアンス室長等の要職を経て、同社の常勤監査役としての経験を有するほか、東洋紡株式会社の社外取締役（2025年6月退任予定）やいすゞ自動車株式会社の社外取締役（監査等委員）、会津大学大学院の特任教授を務めるなど豊富な実務経験を有しており、その実績により培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役として当社の経営に対する適切な指導・助言が期待できるため。また、東京証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たすとともに、当社の独立性判断基準を満たしているため。
3		安田信託銀行株式会社（現、みずほ信託銀行株式会社）入行後、同社の執行役員運用企画部長や常勤監査役として経営に参画・関与した実績に加え、弁護士として鳥飼総合法律事務所のパートナーを務めている他、株式会社タムロンの社外取締役（監査等委員）や理想科学工業株式会社の社外監査役を務めるなど豊富な実務実績を有しており、その実績により培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役として当社の経営に対する適切な指導・助言が期待できるため。また、東京証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たすとともに当社の独立性判断基準を満たしているため。
4		公認会計士登録後、有限責任あずさ監査法人のパートナーを務めるなど、公認会計士としての業務のほか、株式会社N I T T A Nや株式会社内田洋行の社外監査役を務めるなど幅広い実務経験を有しており、その実績により培われた豊富な経験と専門知識を活かし、社外取締役（監査等委員）として客観的立場から当社の経営に対する適切な監査・監督が期待できるため。また、東京証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たすとともに、当社の独立性判断基準を満たしているため。
5		弁護士登録後、サンライズ法律事務所のパートナーを務めるなど、弁護士としての業務のほか、株式会社リーガルコーポレーションの社外取締役やジェコス株式会社の社外監査役を務めるなど幅広い実務経験を有しており、その実績により培われた豊富な経験と専門知識を活かし、社外取締役（監査等委員）として客観的立場から当社の経営に対する適切な監査・監督が期待できるため。また、東京証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たすとともに、当社の独立性判断基準を満たしているため。

4. 補足説明

当社は、東京証券取引所の規定に定める独立役員の要件に加え、以下の基準に該当する者は独立性を有しないと判断している。

[当社の独立性判断基準]

(1) 現在において、次の（a）から（d）のいずれかに該当する者

(a) 当社の主要な株主（議決権所有割合10%以上の株主）又はその業務執行者

(b) 当社との年間取引額が相互の直近事業年度の連結総売上高の2%を超える者又はその業務執行者

(c) 当社から過去3 事業年度の平均で1,000 万円以上の寄付を受けている者又はその業務執行者

(d) 当社から役員報酬以外に過去3 事業年度の平均で1,000 万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている法律専門家、会計専門家、コンサルタント又はその団体に所属する者

(2) 過去3 年間のいずれかの時点において、上記（a）から（d）のいずれかに該当していた者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。